

日脚団地合併処理施設維持管理について

1. 発言のテーマ

日脚団地合併処理施設維持管理に関する協定書の修繕費等見直しについての要望です。(平成10年6月22日締結)

2. 施設の概要

昭和60年7月島根県(以下甲)が設置
計画時点での利用者数約1100人(1世帯当たり5人)

3. 団地の規模

県営66戸, 市営54戸, 戸建97戸 合計217戸

4. 大規模修繕費の負担割合(土地所有者が負担)

建設戸数での按分負担

		【令和3年3月一部見直し】
島根県(甲) 66戸 30.4%	66戸 30.8%	
浜田市(乙) 54戸 24.9%	54戸 25.3%	
戸建(丙) 97戸 44.7%	94戸 43.9%	△0.8%
217戸	214戸	

5. 大規模な修繕費、総額(長期修繕費計画)

島根県(甲)が策定し、浜田市(乙)・戸建(丙)に提示する。
丙の修繕費(毎月の積立金)は説明会後に決定される。

6. 処理施設の負担額

丙は毎月一世帯で人数にかかわらず管理費3,300円と修繕費3,500円を負担している。合計6,800円

7. 発言内容(問題点)

- (1) 平成10年6月に締結した協定書は、実情を反映していない。
25年経過, 1世帯1.96人, 格差拡大
- (2) 協定書の土地所有者が負担する大規模な修繕費(積立金)の負担割合が按分負担であることに疑義があります。(按分→応分)
- (3) 丙の土地所有者であっても都合により居住する事が出来ない場合は、この責を免除するのが妥当です。(協定書に記載すべきです)
- (4) 甲が提示される長期修繕計画は、丙の負担額が受益分の1.5倍です。
- (5) 大規模な修繕費は、設置者・所有者である甲、浜田市の下水道事業者である乙が応分の負担をして、丙の負担分は下水利用料金、他団地の利用料金を参考に検討すべきです。